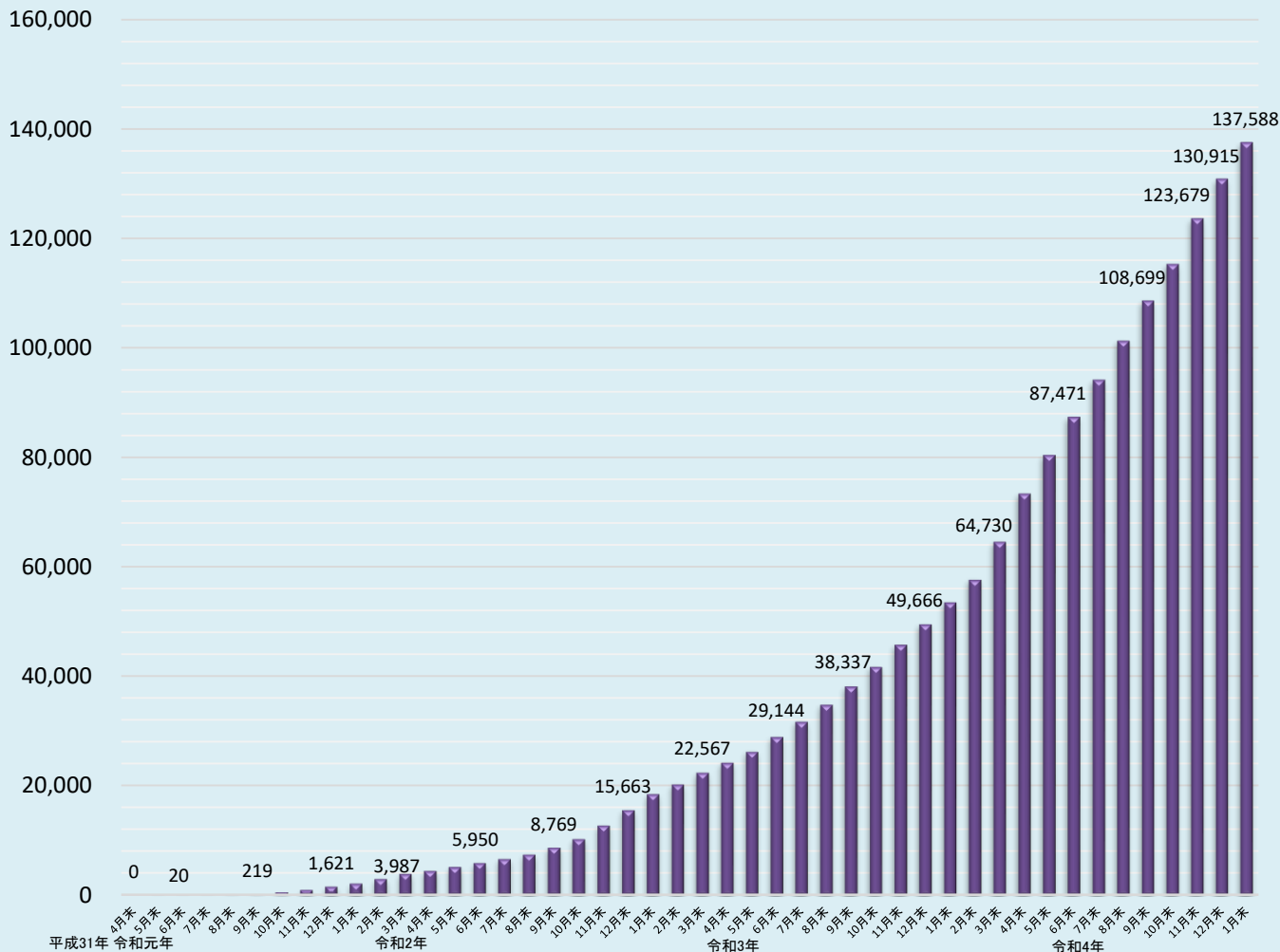


# 特定技能制度運用状況等 について

## 特定技能在留外国人数(令和5年1月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

137,588人



分野	人数
介護	17,066人
ビルクリーニング	2,004人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	29,270人
建設	13,477人
造船・船用工業	4,981人
自動車整備	1,886人
航空	172人
宿泊	220人
農業	17,088人
漁業	1,728人
飲食料品製造業	44,159人
外食業	5,537人

特定技能2号在留外国人数

分野	人数
建設	9人

# 特定技能制度運用状況②

## 特定技能在留外国人数(令和4年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 130,923人(注2)

### 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	5,309	684	786	1,341	193	483	982	7,426	2,466	4,030	7,363	7,258	6,182	6,271	997	1,339	1,520	768	1,062	2,824	3,404	4,184	11,555	3,437
構成比	4.1%	0.5%	0.6%	1.0%	0.1%	0.4%	0.8%	5.7%	1.9%	3.1%	5.6%	5.5%	4.7%	4.8%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.2%	2.6%	3.2%	8.8%	2.6%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	1,740	2,590	7,811	5,052	750	443	357	403	2,470	5,121	1,128	604	2,225	2,119	635	5,134	891	1,278	2,896	1,102	857	2,032	1,178	243
構成比	1.3%	2.0%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.9%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.9%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

### 特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業 情報関連 電気・電子 産業機械・ 素材材	建設	造船・ 船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業 飲食品 製造業	外食業
在留数	16,081	1,867		27,725	12,776	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
構成比	12.3%	1.4%		21.2%	9.8%	3.5%	1.3%	0.1%	0.2%	12.6%	1.3%	32.5%	3.9%

### 国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	77,137	16,327	13,214	8,888	5,956	2,666	2,580	2,340	1,815
構成比	58.9%	12.5%	10.1%	6.8%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.4%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(8人)を含む。

# 特定技能制度運用状況③

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外10か国	62,589	37,641	42,975	25,148	35,550	21,781	27,101	16,409
	フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド		24,948		17,827		13,769		10,692
ビルクリーニング	国内・海外3か国	3,372	2,478	2,645	1,948	1,902	1,444	1,503	1,045
	フィリピン・ミャンマー・インドネシア		894		697		458		458
製造3分野	国内・海外4か国	4,591	3,870	713	591	402	280	210	140
	フィリピン・ネパール・ インドネシア・タイ		721		122		122		70
建設	国内・海外2か国	1,891	1,862	1,021	997	730	706	443	419
	フィリピン・ベトナム		29		24		24		24
造船・船用工業	国内・海外1か国	107	93	97	90	60	53	43	36
	フィリピン		14		7		7		7
自動車整備	国内・海外1か国	2,371	2,231	1,510	1,401	1,172	1,111	651	604
	フィリピン		140		109		61		47
航空	国内・海外2か国	1,598	1,099	1,013	624	537	435	414	312
	フィリピン・モンゴル		499		389		102		102
宿泊	国内・海外3か国	8,338	7,914	4,161	3,987	3,637	3,552	3,125	3,040
	ネパール・ミャンマー・ インドネシア		424		174		85		85
農業	国内・海外10か国	33,427	16,691	29,799	14,824	21,986	10,633	13,125	5,434
	フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド		16,736		14,975		11,353		7,691
漁業	国内・海外1か国	756	294	383	102	244	55	117	42
	インドネシア		462		281		189		75
飲食料品製造業	国内・海外2か国	49,447	43,336	36,246	31,915	28,881	25,395	11,601	8,906
	フィリピン・インドネシア		6,111		4,331		3,486		2,695
外食業	国内・海外7か国	43,008	36,229	25,385	20,854	20,589	17,841	13,610	11,672
	フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・スリランカ・インドネシア・ タイ		6,779		4,531		2,748		1,938
合計		211,495	153,738 57,757	145,948	102,481 43,467	115,690	83,286 32,404	71,943	48,059 23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外	令和4年6月末	上段:国内 下段:海外	令和3年12月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外10か国	80,855	16,577	33,489	7,859	26,332	6,133	19,264	4,159
	フィリピン・カンボジア・ネパール・ ミャンマー・モンゴル・スリランカ・ インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド		64,278		25,630		20,199		15,105

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。(注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則  
（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則  
（検討）

#### 第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）



## 有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

（令和4年11月22日関係閣僚会議決定）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

令和 4 年 11 月 22 日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議決定

- 1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長及び座長代理を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 6 前各号に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員について

〔 令和 4 年 11 月 22 日  
外国人材の受入れ・共生に関する  
関係閣僚会議議長決定 〕

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について（令和 4 年 11 月 22 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の座長、座長代理及び構成員については、別紙のとおりとする。

(別紙)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

<座長、座長代理及び構成員>

座長	田中 明彦	独立行政法人国際協力機構理事長
座長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	市川 正司	弁護士
	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
	黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所経営・人材対策部長
	是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
	佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
	末松 則子	鈴鹿市長
	鈴木 直道	北海道知事
	武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
	冨田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長／弁護士
	冨高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合政策推進局長
	樋口 建史	元警視総監
	堀内 保潔	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長及び座長代理以外 50 音順)



# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール

令和4年

11月22日

関係閣僚会議



開催の決定

令和5年

春頃

関係閣僚会議



中間報告書の提出

秋頃

関係閣僚会議



最終報告書の提出

11月～  
有識者会議を随時実施

有識者会議を随時実施

有識者会議からの意見  
等を踏まえ、両制度の在  
り方等を関係省庁で協議

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

## 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点

### 第1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

- 1 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）
- 3 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）

### 第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

- 1 転籍の在り方（技能実習）
- 2 管理監督や支援体制の在り方
  - （1）監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方（存続の可否を含む。）
  - （2）国の関与や外国人技能実習機構の在り方（存続の可否を含む。）
  - （3）国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。）
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

※上記論点は、中間報告書（制度の在り方の方向性）の提出までに議論する。

#### ※留意点

特定技能制度は、平成31年4月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施行後1年もたたない時期（令和2年2月）から約2年にわたって海外からの入国が制限されていたことから、運用状況の更なる把握や分析が必要である。

以上